

## 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和元年度実施計画進捗状況及び令和2年度実施計画

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度												令和2年度				担当課							
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容			事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)												
							計画	実績見込み																				
誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します。	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するため、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修・教員研修・普及啓発パンフレット、冊子配布	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。  人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもR3到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・教員研修では、参加者の95.6%が授業の実施方法を理解できたと回答したことから、学校での活用できる体制作りに寄与できた。 ・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進され、普及啓発が促進された。	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。  人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもR3到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課												
					有	・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等を実施:年2回 ・障害者差別の解消に資する啓発活動(障害のある人や障害特性などにかかるテーマの講演会等)の開催:1回以上	・障害を理由とする差別に関する相談対応:0件(元12月末) ・相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に対し差別等案件の情報提供を再度依頼(令和元年7月) ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消に向けた取組について協議(年2回開催予定。第1回:8月6日、第2回:2月21日) ・障害者差別解消啓発講演会の開催(令和元年10月26日)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害を理由とする差別に関する相談や情報提供がないため、障害のある人と日常的に接する相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に対し差別等案件の情報提供を再度周知した。 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会での討議に基づき、広く市民の理解促進を図る取組を進めることができた。	-	有	・障害者差別解消法の趣旨等を市民はじめとした事業所等に周知することにより、障害のある人の合理的な配慮が提供されるよう環境の整備を図るとともに、差別事案が生じた場合に相談・情報提供しやすい体制を整える。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回 ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施。 ・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上	福祉課													
					有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターや市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。  ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターや地域の計画相談事業所等と連携し相談体制の充実を図る。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。  【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(月1回) ・個別の相談ケースのケース検討会(月2回) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・基幹相談支援センターや地域の計画相談事業所等が利用者に寄り添いながら、相談対応を行った。個別の相談ケースのケース検討会を通じて、支援策に係る情報共有や参加職員の資質向上を図ることができた。	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、地域の計画相談事業所等と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。	・相談支援事業については、平成30年度からの上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けたすこやかな暮らし包括支援センターへの市の相談機能の一元化に合わせ、障害福祉の相談を含めた地域における相談支援体制を見直しを行い、新たな体制で事業を実施する。	福祉課													
					有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態に。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。  相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にすることができた。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にすることができた。 相談件数:3,800件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・必要に応じて、市役所の関係課や、児童相談所、警察署、県の女性相談所などの関係機関と連携・協力しながら適切な相談に努めたことにより、相談者の安全確保が図られる状態にすることができた。	-	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	共生まちづくり課(男女共参画推進センター)												
					有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会を開催(センターで開催のため回数未定)	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会を開催(センターで開催のため回数未定)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護などに関する相談に対応したほか、地域包括支援センター職員を対象とした各種研修会を開催した結果、相談対応能力の向上につながった。	-	無	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修会の開催	・地域包括支援センターによる高齢者相談窓口を開設する。 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修会の開催	すこやかなくらし包括支援センター													
					有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようになります。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応した。 相談件数:250件	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応した。 相談件数:250件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようになります。 ・相談窓口開設時間外の相談件数が多いことから、開設時間の見直しを検討する必要がある。	拡充	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようになります。 ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	共生まちづくり課													

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上の有無	目標		計画(具体的な取組内容)				
							目標	計画						目標						
			7 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。		-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携するとともに、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間に合わせて、市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催する。 ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を、11月～12月に市立全小中学校の授業に取り入れて実施した。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催した。(R元年度7回程度) ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施した。(R元年度10回程度) ・市内全小学校に月2～4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応した。 ・11月8日(金)に市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告に関わる研修会を開催した。研修は悉皆研修で73名が参加。 ・いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかる取組について連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカー やカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・児童虐待に関する事件報道が多くなり、市民の関心が高まっているため、出前講座の開催依頼がある。例年の事業を計画どおり実施し、より多くの市民から当市の児童虐待の現状、予防・早期発見、早期対応の重要性を知つてもらうことができた。	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携するとともに、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催し、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間に合わせて、市内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催した。(R元年度7回程度) ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施した。(R元年度10回程度) ・市内全小学校に月2～4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応した。 ・11月8日(金)に市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告に関わる研修会を開催した。研修は悉皆研修で73名が参加。 ・5月15日(水)にいじめ問題対策連絡協議会を開催。関係団体から12名が参加し、いじめの未然防止に関わる協議を行った。第2回は2月に実施予定。 ・学校からのJASTへの相談受理件数は、12月末現在で123件であり、継続した支援を行っている。	すこやかなくらし包括支援センター				
			8 悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行っています。		-	有	・市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。	・市民相談員1人・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談: 毎週金曜日 午後 ・司法書士相談: 每週火曜日 午後	・市民相談員1人…240回開催(760件)・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談: 每週金曜日 午後 ・司法書士相談: 每週火曜日 午後 49回開催(140件) ・司法書士相談: 每週火曜日 午後 49回開催(45件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・府内関係課との連携により、多様な相談に対し、適切な窓口を案内し、また、弁護士、司法書士による無料法律相談も開催し、相談者の不安解消が図られた。	-	有	・市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。	・市民相談員1人・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談: 第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談: 每週火曜日 午後	市民課(市民相談センター)			
			9 消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けています。		-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害を防止する。	・消費生活相談員3人・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	・消費生活相談員3人…240回(1,120件)・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談: 市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	市民課(消費生活センター)			
			10 外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。		-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜(9:30～11:00)、金曜(10:00～11:30)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30) 述べ受講者数:400人	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効率的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 ・教室への参加を機に、外国人市民が上越国際交流協会の実施する講座や催し物に参加し、自國の文化を紹介するなど、日本人市民との交流を行うことができた。	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜(9:30～11:00)、金曜(10:00～11:30)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	共生まちづくり課			
			11 ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。		-	有	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・広報8月1日号、9月1日号、11月1日号でユニバーサルデザインの視点で記事を作成した。 ・平成30年度に実施した市政モニターアンケートでは、広報を全部または一部読むと回答した人が約88% (H2結果: 約80%)、内容が分かりやすかった人はどちらかといえば分かりやすいと回答した人が約94% (H2結果: 約87%)であった。また、興味を持った内容としてユニバーサルデザインで作成した特集を挙げる回答者がおり、その理由の一つとして文字が大きいことを挙げているなど、ユニバーサルデザインやメリハリある紙面編集などが、多くの市民に広報紙を読んでいたくことにつながっていると考える。	見直し	有	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・編集機の入れ替えに合わせて、9月号から職員が作成するページに読みやすさに配慮したUDフォントを導入する。	広報対話課			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容 No.	事業計画	令和元年度								令和2年度			担当課	
基本方針 基本目標	施策の方向	方向性 予算計上の有無			具体的な取組内容			事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	方向性 予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)				
					計画	実績見込み											
			12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	-	有	・外国人の市政に対する理解を深めるために、市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。	・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・当市で農作業体験をした外国人や看護大学で研修した外国人などに市勢要覧を配布した。	-	有	・外国人の市政に対する理解を深めるために、市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。	・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。	広報対話課

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上の有無	目標		計画(具体的な取組内容)				
							目標	計画						目標						
誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します。	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを増員・配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにすることができた。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員を15人増員した。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。	学校教育課				
			14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	-	有	・児童生徒:対象となる児童生徒1,781人(平成31年度認定見込者数)の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:対象となる保護者25名(平成31年度保育料減免者数の見込み)に対し、保育料の減免を行うことで、経済的負担を軽減する。	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 ・幼稚園児:対象となる世帯について、引き続き保育料の減免を行う。 対象者(見込み):28名 599千円/年の減免(4月~9月まで)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を実施するとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給した。 ・幼稚園児:市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 51人:414千円 ・10月以降:国の幼児教育無償化に伴い、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 46人:2,208千円	-	有	・児童生徒:対象となる児童生徒1,678人(令和2年度認定見込者数)の保護者に対し、学用品費や給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給することにより経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償することにより、保護者の経済的負担を軽減することで就学環境を整えた。 ・幼稚園児:4月~9月は対象となる世帯(多子軽減及び所得基準により判断)について、保育料の減免を行い、保護者の経済的負担を軽減することで、教育環境を整えた。また、10月以降は、国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児について保育料を無償することで、保護者の経済的負担をさらに軽減し、教育環境を整えた。	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 ・幼稚園児:市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償することにより、保護者の経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:33人 3,168千円/年の保育料免除	学校教育課				
			15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学生の貸付を行います。	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学生の貸付けを行っため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ・給付型奨学生については、国や県、他市の動向を確実にとらえ、当市として必要な支援の在り方を引き続き検討する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学生の貸付けを行っため、制度の周知及び奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数:20人程度 ・給付型奨学生については、国が2年後の拡充を決定していることから、国の具体的な動向や、国の拡充に伴う県や他市の動きを把握し、当市として必要な支援の在り方を検討する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学生の貸付けを行っため、制度の周知及び奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数:2回(予約募集、在学募集)※2回の募集で定員に達したため、追加募集は不要となった。 ○広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の中学校、高校、大学等、合計112施設宛に募集要項を送付した。 ○20名程度に対して、20名から応募があり、20名全員を採用した。 ・給付型奨学生について、国が令和2年度からの拡充を決定したことを受け、情報収集を行った。	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学生の貸付けを行っため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数:20人程度	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学生の貸付けを行っため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。	学校教育課				
			16	自主的な学習活動の多様な学習・スポーツ機会の充実	-	有	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人の支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:102事業	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・すべての地区公民館で、公民館主事が公民館運営委員や地域の各種団体等と連携を図り、各年齢期や各地域のニーズ把握に努め事業を実施し、生涯を通じて学べる機会を提供することができた。	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:108事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。	社会教육課			
			17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	-	有	・活字による読書が困難な方のためには、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標:録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数560タイトル。	・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	・ボランティア団体と協力し、新規録音図書を作製。蔵書の充実が図られた。 ・録音図書および点字図書等、年間570タイトルの貸出があった。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	ボランティア団体の協力により、新規録音図書作製は順調に行われ、また、年間の貸出数についても目標を達成できた。	-	有	・活字による読書が困難な方のためには、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	社会教육課(図書館)			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容 No.	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課	
基本方針 基本目標	施策の方向	方向性 予算計上 の有無			具体的な取組内容			事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組 方向性 予算計上 の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)					
					計画	実績見込み												
			18	子どもから高齢者等、すべての人がライフスタイルに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	- 有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・各種講習会等への支援を行なう。 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援を行なう。 ・各種講習会等への支援を行なう。 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・各スポーツ教室、大会に参加するための情報を幅広く周知することができた。 ・総合型地域スポーツクラブのほか、学校関係者や障害者団体から出席いただき、「発達障害の特徴と個性への対応方法について」をテーマとした講義と「バスケットボール」「ボッチャ」の「サポートー養成講習会」を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣した。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	- 有	・各スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行なう。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行なう行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行なう。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行なう行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	スポーツ推進課 福祉課			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上の有無	目標		計画 (具体的な取組内容)				
							目標	計画						目標						
3 誰もが働くまちづくり を生かしながら、生きがいをもつて働けるまちを目指します。	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就労促進家賃補助金の交付 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 3回 ・就労促進家賃補助金の交付 31件 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 100件 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催	・大学等の市内企業の見学 4回 ・就職ガイダンス等の開催 3回 ・就労促進家賃補助金の交付 31件 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 100件 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・事業の実施により、市内企業等への就労支援を行い、地元企業への定着を支援した。 ・インターンシップ登録事業者の増加により、市内企業の採用の意欲が高まり、地元企業への就労を促すことができた。	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	産業政策課			
		20	障害のある人の雇用環境を向上させたため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業): 2.2%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	・10月17日、2月19日に障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施 ・令和元年度の障害者の実雇用率が2.24%となっており法定雇用率を達成する見込み	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・関係機関と連携し、障害者合同就職面接会を開催したことにより、市内企業での障害者の雇用促進につながった。 ・また、チラシの作成、障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者雇用に対する理解を深めた。 ・令和元年度の障害者の実雇用率が2.24%となっており、法定雇用率を達成することができた。	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	産業政策課				
		21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	-	有	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就農や就労意欲の向上につなげる。	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進を図る。 ・これまでの農福連携事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るために、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。また、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回) ・農福連携の新たな取り組みとして6次産業化に向けたモデル事業の検討を進める。	・受託農作業の拡大(継続)の取組及び農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会(2回)の実施を上越ワーキングネットワークに委託し、実施した。 新規受入農業者: 13事業者 受託農作業77件(R元.11月末) 研修会: ①福祉事業所の農福連携に関するスキルアップを図る研修視察(10月15日)②農業者向けに農福連携に関する理解を深めるセミナー(11月29日) ・6次産業化に向けた法人との協議を行い、次年度からの事業開始の方針で協議が整った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・受入農家の開拓、福祉事業所とのマッチング等のコーディネートによって受入農業者と受託件数が増加し、農業分野における就労機会を拡大することができた。	-	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入農家の開拓によって障害者の就農や就労意欲の向上につなげるとともに農業分野での就労機会の拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家の開拓を行う。また、農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	福祉課				
		22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	-	有	・就労につながらず住宅で生活している障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施した。 ・支援状況(R元.12月末) ①就労前支援 91件 ②訓練支援 66件 ③実習支援 27件 ④定着支援 223件 ⑤就労先・実習先開拓 13件 ・就職者 (R元.12月末) 一般企業 5人 障害福祉事業所 3人 合計8人	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあっては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持つてもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ジョブサポーターが中心となり、福祉事業所やハローワーク、企業と連携しながら、在宅で生活している障害のある人の就労に向け、訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施したことにより、一般企業や福祉事業所での就労に結びついている。	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、(1)就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、(1)就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	福祉課				
		23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 1件 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 1件 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催(2回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげた。	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげた。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	産業政策課				

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)			
								計画	実績見込み										
		②職業能力や人材の育成	24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。 ・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援を実施した ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につながった。	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。 ・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども課			
			25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	・10月17日、2月19日に障害者合同就職面接会を実施 ・障害者資格取得支援補助 20件 ・令和元年度の実雇用率が2.24%となっており、法定雇用率を達成する見込み	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・関係機関と連携し、障害者合同就職面接会を開催するとともに、障害者資格取得補助を行い、障害者の就労機会の拡充につなげた。 ・令和元年度の障害者の実雇用率が2.24%となっており、法定雇用率を達成する見込みとなっている。	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	産業政策課		
			26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	-	有	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	・男女共同参画推進センター講座、出前講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示、提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示、提供を通じて、市民へ意識の浸透を図った。 ・実施講座: （公益財団法人新潟県女性財団との共催講座）…8/24「アシリテーション基礎講座」(参加数:25人)、2/27「女性活躍応援セミナー」、3/8「いきいき働くこころとカラダづくり」(出前講座)…7/31「ワークライフバランスの基本・女性が輝きながら働くために」(参加数:43人)、11/19「ワークライフバランスの基本」(参加数:40人) ・毎月事前予約制で雇用政策専門員の相談窓口を開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・男女共同参画推進センター講座において、女性の能力発揮支援に関係した講座を実施し、市民へ意識の浸透を図ったことにより、女性が活躍できる社会づくりの取組を進めることができた。 ・事前予約があった月に相談窓口を開設し、再就職に向けた助言を行った。	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課		

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上の有無	目標		計画(具体的な取組内容)				
							目標	計画						目標						
4 誰もが健 康を通じて、 健やかに暮 らせるまち をめざします。	(1)誰もが健 康な生活を送るための 健診・保健指導等の推進 をめざします。	①健診・ 保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健診や訪問指導などを行います。	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者の受診勧奨を行う。 ・産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・妊婦一般健康診査費公費負担を継続し、適切な時期に妊婦への周知を行い、受診につながっている。 ・乳幼児健康診査受診率は目標を達成する見込みである。未受診者に対しては、はがきや電話、家庭訪問等による受診勧奨を行うことで受診につながっている。 ・産婦・新生児訪問については、長期入院や長期里帰り等により訪問できない家庭以外は、助産師・保健師による訪問を実施したこと、安心して育児に迎えることにつながっている。	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者の受診勧奨を行う。 ・産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者の受診勧奨を行う。 ・産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	健康づくり推進課				
			28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	-	有	乳幼児・小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、引き続き接種勧奨に努める。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・乳幼児や小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示による勧奨を行い、接種につながっている。	-	有	乳幼児・小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、引き続き接種勧奨に努める。	健康づくり推進課				
			29	幼児期における歯質の向上を図るために、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	-	有	・歯科医師の診察、相談。 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・歯科医師の診察、相談を実施した。 ・フッ化物歯面塗布(希望者)を実施することで、むし歯有病率の減少につながっている。 ・1歳児と2歳6ヶ月児健診で集団のブラッシング指導、その他の健診でも個別のブラッシング指導を実施することで、保護者の適切なブラッシングの理解につながっている。	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 ・3歳児のむし歯有病率:7.4% ・5歳児のむし歯有病率:28.3%	健康づくり推進課 保育課 学校教育課				
			30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	-	有	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。(年200回以上)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・乳幼児健診や離乳食相談会、保育園において生活習慣の確立のための健康学習を繰り返し実施していることで、保護者の適切な生活習慣の理解につながっている。	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	健康づくり推進課				
			31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健診を実施します。	-	有	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	・送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健診査を年2回実施 受診者数見込120人。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るために、健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・健診査を年2回実施し、障害のある人の健診につながった。	-	有	・送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健診査を年2回実施 受診者数:161人	・送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	健康づくり推進課				
			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	-	有	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	・過去5年間に健(検)診を受けた人の個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 ・受診者数見込6,740人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 ・受診者数見込 胃がん7,605人、肺がん18,234人、大腸がん14,827人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るために、過去5年間に健(検)診を受診した人に対して個別通知の実施、健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促したことで、健(検)診受診につながった。	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るために、健診を実施する。 ・受診者数見込7,070人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 ・受診者数見込 胃がん7,850人、肺がん18,310人、大腸がん15,200人	・過去5年間に健(検)診を受けた人の個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	健康づくり推進課				
			33	(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。(診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供できた。(診療所開設日数:365日)	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。(診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	健康づくり推進課 (地域医療推進室)			
			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	-	有	・各診療所の開設常設診療所7施設出張診療所1施設	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。(診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援した。	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。(診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	健康づくり推進課 (地域医療推進室)			
			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	-	有	・中ノ俣地区における通院支援を行うことにより、医療不安の軽減	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。(運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎月週~金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、車両を運行した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。(運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎月週~金)	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。(運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎月週~金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	健康づくり推進課 (地域医療推進室)			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)				
								計画	実績見込み											
	(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36 要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集を行う、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	-	有	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催(年6回)	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催した。(年6回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・訪問による実態把握を通して地域におけるニーズの把握などを行ったほか、地域包括支援センター職員を対象とした各種研修会を開催した結果、相談対応能力の向上につながった。	-	有	・訪問による高齢者の生活実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年3回)	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年3回)	すこやかなくらし包括支援センター				
		37 介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	-	有	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を実施した。 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を実施した。	-	有	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行なう。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を踏まえ、第8期介護保険事業計画の検討を行う。	高齢者支援課				
		38 すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,361回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けた介護予防等の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室を実施した(1,299回)。 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 3,684回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室を実施した(1,299回)。 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等を実施した(2,405回)。 ・身体機能評価を実施した(年1回)。 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議を実施した。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施が予定の95%実施できた。 ・社会交流による閉じこもり予防への実施回数が予定の65%となる見込み、新たに住民組織化された地域自治区では、初年度はサロンの実施回数を増やすことで、できる範囲で実施していることが実施回数の減の要因となっている。 ・身体機能の評価の実施を年1回実施し予定の100%を実施した。 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施を行い、令和2年度住民組織化を図る地区を2地区を予定している。	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防教室の実施 1,316回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,533回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,316回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,533回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施する。	高齢者支援課				
		39 一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができます。	・高齢者に配食サービスの提供	・高齢者に配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供し、高齢者の自立した生活を支援できた。	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課				
		40 高齢者にシニアバスポートを交付し、外出のきっかけにしてもうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・34施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいある充実した生活を送る手助けとする。	-	有	・シニアバスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付…186,487件分42,294千円) ・シニアバスポートの制度や適切な利用について周知した。	・シニアバスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付…186,487件分42,294千円) ・シニアバスポートの制度や適切な利用について周知した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・高齢者に温浴施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアバスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアバスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課				
		41 スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 ・シニアゲートボール大会等 7地区で開催 790人 ・シニア作品展 出展 440点、来場者1,800人	-	有	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 ・シニアゲートボール大会等 7地区で開催 790人 ・シニア作品展 出展 440点、来場者1,800人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促した。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行った。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 ・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 585人 ・シニア作品展 出展 404点、来場者1,864人 ・老人クラブ連合会との意見交換 1回実施 (老人クラブ活性化や高齢者の趣味活動等について)	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・スポーツ大会や作品展の開催等を通じて、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。 ・老人クラブなどの会員数が減少傾向にあることなどから、参加者数等は年間目標を下回る見込みであることから、引き続き老人クラブ連合会を通じて、参加を促していくこととした。	-	有	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 ・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 585人 ・シニア作品展 出展 404点、来場者1,864人 ・老人クラブ連合会との意見交換 1回実施 (老人クラブ活性化や高齢者の趣味活動等について)	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 ・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 585人 ・シニア作品展 出展 404点、来場者 1,800人	高齢者支援課				
		42 活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・高齢者に対し就業を通じて生きがいの場を提供する、シルバー人材センターへの支援の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	-	有	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへの補助を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへの補助を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	高齢者支援課				

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度						令和2年度				担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)			
								計画	実績見込み										
②障害者福祉の推進	高齢者支援課	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	43	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るために、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ・老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 17,039千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 785千円 ・老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,534千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) 交付額 1,200千円 (活動活性化)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していない団体、及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持増進活動、交流友愛活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るために、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ・単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 16,301千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 841千円 ・老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,526千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) 交付額 1,200千円 (活動活性化)	A:目標達成(100%)	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ・単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 予算額 16,017千円 老人クラブ連合会未加入団体 予算額 854千円 ・老人クラブ連合会への補助金 予算額 6,480千円(活動費) 予算額 200千円(事務費)	高齢者支援課	
		高齢者の生きがいの充実を図るために、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	44	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ・本町ふれあい館 10,300人 ・直江津ふれあい館 3,100人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・シニアセンターにおける作品展示や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を促すことができた。 ・入館者数は目標を達成する見込みである。引き続き広報上越に作品展示の募集記事を掲載するなど、入館者数の増加に向けた取組を行う。	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ・本町ふれあい館 11,754人 ・直江津ふれあい館 3,180人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	A:目標達成(100%)	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	高齢者支援課	
			45	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送に出演する職員がラジオ放送で分かりやすく話すための技術を学ぶ機会を作る。	・コミュニティFM放送に出演する職員向けに、ラジオ放送で分かりやすく話す技術を学ぶアンサンス研修を2回実施する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・職員向けのアンサンス研修を2回実施した。	-	有	・コミュニティFM放送に出演する職員がラジオ放送で分かりやすく話すための技術を学ぶ機会を作る。	・コミュニティFM放送に出演する職員向けに、ラジオ放送で分かりやすく話す技術を学ぶアンサンス研修を2回実施する。	広報対話課			
		障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	46	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域生活支援拠点等の運営方法等について意見交換を行う。また、専門部会における検討結果を含めた活動報告書を作成する。 【上越市自立支援協議会の開催】 全体会議(年3回)、専門部会(年3回程度)、実務担当者会議(年2回程度)	・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の運営方法等について意見交換を行った。また、専門部会における検討結果を含めた活動報告書を作成した。 ・各専門部会にて障害のある子ども等に係る支援策等について集中的に検討する。 ・実務担当者会議にて地域課題の抽出等を行った。(年1回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・全体会議における地域生活支援拠点等の運営方法等についての意見交換を踏まえ、地域生活支援拠点等運営事業者の指定を行うことができた。 ・各専門部会での議論を踏まえながら、「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」の策定や「障害福祉サービスハンドブック」の改定を行なうことができた。	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 全体会議(年5回)	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、次期上越市障害者福祉計画の改定を行う。	福祉課			
			47	・障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活が送ることができるよう支援します。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・障害福祉サービスの給付による生計支援を行う(ヘルパーによる家事支援、障害福祉サービスの利用につなげ、障がいのある人の支援を行った。 ・新たな助成制度について適切に給付を行なう。(高齢障害者の助成)(児童発達支援無償化)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人に対し、必要な福祉サービスの利用につなげていく。	福祉課			
			48	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。 5,169人 460,360千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減できた。	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。 5,129人 455,113千円	福祉課			
			49	・特別な配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 371人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供できた。	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 346人	保育課			
			50	・子どもの発育及び発達に関する相談を実施、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	-	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施。 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・保護者の負担軽減を図ることができた。	-	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・相談延べ件数見込み1,800件 療育延べ件数見込み6,000件 障害児一時保育利用延件数(見込み) 70件	保育課			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	目 標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評 価	取組方向性	予算計上の有無	目 標	計 画 (具体的な取組内容)				
								計 画	実績見込み											
					-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具490件 46,657千円 ・日常生活用具4,420件 42,894千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善や日常生活の向上を図ることができた。	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。 ・補装具456件45,032千円 ・日常生活用具4,723件45,892千円	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課				
					-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。  【公共施設の使用料減免】要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を减免。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援できた。	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。  【公共施設の使用料減免】要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を减免。	福祉課				
					-	有	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図った。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3 (10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額：10万限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営のため、令和元年7月に運営協議会を実施。1団体の更新審議の他、事業の運営状況について確認を行う。	-	有	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。  【タクシー利用料金等助成】 助成額：1人あたり24,000円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額：10万限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台)	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図った。	福祉課				
					-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。  ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・手話通訳者等の派遣により、自身や子供の通院や保育園・学校の参観や面談など聴覚に障害のある人のコミュニケーションがスムーズに行えた。  ・手話通訳者の登録までは、最短で5年かかるため継続的にフォローアップ講座等を開催し、手話通訳者の育成が図られた。	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。	・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	福祉課				
					-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容について、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用できた。	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容について、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課				
					-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDに録音し情報提供した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・視覚に障害のある人にへ市政情報を提供できた。	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	福祉課				

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	目 標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評 価	取組の方向性	予算計上の有無	目 標	計 画 (具体的な取組内容)				
								計 画	実績見込み											
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	-	有		<ul style="list-style-type: none"> <li>・0・1歳児、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。</li> <li>・アマリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。</li> <li>・0・1歳児(実利用者見込み) 1,176人 障害児保育(実利用者) 239人 一時預かり(延べ利用者見込み) 6,087人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)36,470人 休日保育(延べ利用者見込み) 558人 ・アマリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 アマリーヘルプ保育園 11,299人 病児・病後児保育室 5,484人</li> </ul>	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供できた。</li> <li>・アマリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供できた。</li> </ul>	-	有		<ul style="list-style-type: none"> <li>・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。</li> <li>・0・1歳児(実利用者見込み) 1,046人 障害児保育(実利用者見込み) 240人 一時預かり(延べ利用者見込み) 6,167人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)37,816人 休日保育(延べ利用者見込み) 591人 ・アマリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 アマリーヘルプ保育園 10,375人 病児・病後児保育室 4,666人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。</li> <li>・0・1歳児(実利用者見込み) 1,046人 障害児保育(実利用者見込み) 240人 一時預かり(延べ利用者見込み) 6,167人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)37,816人 休日保育(延べ利用者見込み) 591人 ・アマリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 アマリーヘルプ保育園 10,375人 病児・病後児保育室 4,666人</li> </ul>			
								<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。</li> <li>・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施し、保護者の負担軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。</li> <li>・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施する。</li> <li>・障害児一時保育利用件数(見込み) 35件</li> </ul>	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施するとともに、障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ることができた。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。</li> <li>・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。</li> </ul>				

第4次人まち計画での位置付け			事業内容 No.	事業計画 方向性 予算計上 の有無	令和元年度						令和2年度			担当課					
基本方針 基本目標	施策の方向	目標			具体的な取組内容						事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性 予算計上 の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)			
					計画	実績見込み													
5 誰もが互いに支え合うまちづくり 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動の環境づくり	59	共に支え合うための自立的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアーパートナー(約360団体・個人)に対して配信する。	B: 計画はほぼ実施(80%以上)	B: 目標はほぼ達成(80%以上)	・NPO・ボランティアセンターを拠点とした相談やコーディネートを実施し、市民の公益活動やボランティア活動への参加を促進した。 ・約360団体登録を見込んでいたが、周知不足のため、メール配信団体見込数を下回った。 ・今後、加入促進に向けて方策等の検討を行う。	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民の公益活動やボランティア活動への参加を促進する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアーパートナー(約360団体・個人)に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアーパートナー(約360団体・個人)に対して配信する。	共生まちづくり課		
		60 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。		・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体: 3団体 フォローアップ団体: 3団体(平成30年度に実施した団体)	-	有	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体: 3団体 フォローアップ団体: 3団体(平成30年度に実施した団体)	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体: 1団体 ・フォローアップ団体3団体	O: 計画どおり実施できなかった	C: 目標を達成できなかつた	・新規実施団体: 3団体を見込んでいたが、再募集を行っても新規実施団体は1団体であった。県が実施している類似の事業に市内から2団体が参加しており、そちらに参加団体が流れたことが、市事業への参加率が停滞した原因の一つと考えられる。来年度は、当初募集で新規参加団体が目標に至らなかった場合には、総合事務所の地域振興班やまちづくり団体担当係から、問題を抱えている町内会やまちづくり団体に積極的に本事業の活用を検討してもらうよう、依頼、周知することとしている。 ・フォローアップ団体: 昨年実施した3団体すべてのフォローアップを実施した。	-	有	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体: 2団体 フォローアップ団体: 1団体(令和元年度に実施した団体)	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。	共生まちづくり課		
		61 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。		・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・広報上越に会員募集の記事の掲載や各種団体等を対象に説明会を行なうなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。 ・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、養成講座等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、養成講座等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	こども課			
		62 地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。		新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図った。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通した担い手確保を図った。	B: 計画はほぼ実施(80%以上)	B: 目標はほぼ達成(80%以上)	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図ることができた。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図ることができた。 ・有償ボランティア養成講座登録者数は、目標を下回る見込みであることから、引き続き講座受講者が増えよう周知に取り組む必要がある。	-	有	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。	高齢者支援課			
		63 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域における見守りの体制を構築します。		・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・地域の実情に合った見守り支援の検討の場の開催等を通して、それぞれの地域における見守り支援の充実を図る。	・地域の実情にあわせた見守り活動が行われるよう、地域に出向いて働きかけを行なったことで、一部地域において地域全体で高齢者を見守る意識を醸成するための学習会が開かれるなど、新たな見守り活動の実施に向けた動きにつなげた。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・地域の実情に合った見守り支援の検討の場の開催等を通して、一部地域において新たな見守り活動の実施に向けた動きにつなげたが、他の地域においても、地域の実情に合った見守り活動の充実に向けた動きにつなげる必要がある。	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。	高齢者支援課			
		64 同上		・認知症サポーター養成講座	-	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人を見守るために認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。	・市民や事業所からの要請に加え、市内の小中学校や放課後児童クラブなどを対象に約110回開催し、2,300人を養成した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・市民や事業所からの要請に加え、市内の小中学校や放課後児童クラブなどを対象に約110回講座を開催し、2,300人の認知症サポーターを養成した。	-	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人を見守るために認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。	・小中学校や、町内会、事業所等で認知症サポーター養成講座を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター			
		65 高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。		・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美健つんさん」	-	有	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活センター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図った。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活センター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成した。 ・助成件数 5,540件	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供することができた。	-	有	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活センター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活センター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	高齢者支援課			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上のある無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上のある無	目標		計画(具体的な取組内容)				
							目標	計画						目標						
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり ・安全・安心に暮らせるまちを目指します。	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	-	有	・安全メールによる情報発信	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の情報を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・安全メールを活用し適時的確に情報を発信している。	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の情報を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	市民安全課			
			67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	-	有	・津波ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	・専門家からの提言を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、全戸配布する。 ・新たに公表される洪水浸水想定を基に、洪水ハザードマップの更新は、R2年度になる見込み。 ・新たに公表される洪水浸水想定により、避難所の見直し等を行い、その結果を反映した洪水ハザードマップ素案を作成して関係町内会へ配布する。 ・既存の土砂災害ハザードマップ21種類を更新し関係地区へ配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。 ・「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。	・津波災害警戒区域の指定がR2.1月以降となったことから、基準水位に基づく津波ハザードマップの更新は、R2年度になる見込み。 ・新たな洪水浸水想定の公表見込みが下期となったことから、それに基づく洪水ハザードマップ素案の作成は次年度となる見込み。 ・土砂災害ハザードマップの更新を行った(R元年度末予定)。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を行う(R3年度未完了)。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施した。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・津波災害警戒区域の指定がR2.1月以降となったことから、基準水位に基づく津波ハザードマップの更新は、R2年度になる見込みである。 ・県の新たな洪水浸水想定の公表が下期の見込みとなったことから、それに基づく洪水ハザードマップ素案の作成は次年度となる見込みである。 ・土砂災害ハザードマップは、作成済マップ21種類について土砂災害警戒区域の追加等の情報を更新し全戸配布する。(令和2年3月完了予定) ・計画的に事業を実施し、防災体制を維持できた。	-	有	・津波ハザードマップについて、県が新たに公表した、津波浸水想定を踏まえ、避難方法等の検討を行い、ハザードマップを更新し配布する。 ・洪水ハザードマップについて、県が新たに公表した、想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し関係地区へ配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施する。	・津波ハザードマップについて、県が新たに公表した、津波浸水想定を踏まえ、避難方法等の検討を行い、ハザードマップを更新し配布する。	危機管理課			
			68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	-	有	・要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・県計画の変更に合わせた修正を行った(R元年度内完了予定)。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行う。	市民安全課		
			69	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	-	有	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を96%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備(整備率:96.0%)するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・個別避難計画が未策定となっていいる町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。	高齢者支援課		
			70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	-	有	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害における視覚障害及び聴覚障害のある人用に、ヘルプカードを作成、配布する。	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、新規対象者の調整など、災害弱者の避難を支援する体制づくりを随時行い、【福祉避難所対象者(障害者):187人】 ・災害における視覚障害及び聴覚障害のある人用に、より支援が必要であることを発信できるようヘルプカードのデザインを修正し、配布した。 令和元年12月末時点:204枚配布	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行っている。	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。 ・災害における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	福祉課		
			71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	-	有	・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備等の補助 ・防災士の養成	・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施。 ・避難者による自主的な避難所運営の重要性について、意識の醸成を図る。	・防災士養成講座の開催 ・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備等の補助 ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施。 ・避難者による自主的な避難所運営の重要性について、意識の醸成を図る。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防災士養成講座の開催や、防災資機材整備に対する支援等について、当初予定していた通り進捗しており、地域の防災力向上が図られている。 ・自主防災組織を結成していない町内会に防災アドバイザーを派遣し、自助と共助の取組に関する講話等を通じて組織の結成を促し、地域防災力の向上を図った。 ・避難所運営関係者(地元住民、施設管理者、市初動対応職員)の連携強化を目的とした避難所運営訓練を実施し、避難者による自主的な避難所運営の重要性についての考え方を深めた。 ・地域の防災活動の中心となる町内会長や防災士を対象としたハザードマップの活用研修会を実施した。	-	有	・自主防災組織未結成の町内会に対し結成を促すとともに、結成が難しい町内会に対しては発災時の避難体制を整える。	・防災士養成講座の開催 ・防災アドバイザーの派遣 ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施 ・自主防災組織未結成町内会に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・防災リーダー研修の実施	市民安全課			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)				
								計画	実績見込み											
(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	72	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	-	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。 ・防犯情報の提供	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施した。 ・上越市防犯週間において、町内会、団体に対し防犯活動の取組依頼を実施した。 ・啓発活動実施=被害減少という計算にならないが、防犯週間における参加者が増えたり、講話依頼が増えるなど市民の防犯意識が高揚している。 ・885団体34,964人参加 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施した(8回) ・幼児、小学生を対象とした防犯教室を実施した(68園51小学校計109回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防犯意識向上のため防犯講話や防犯教室を実施している。 ・上越市防犯週間において、町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼を実施した。 ・啓発活動実施=被害減少という計算にならないが、防犯週間における参加者が増えたり、講話依頼が増えるなど市民の防犯意識が高揚している。	-	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施することにより一人一人の防犯意識を向上させる。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	市民安全課			
			73	地域の連帯感を強め、互いに助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	-	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。	・110番協力車によるながらバトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	・110番協力車による、ながらバトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話において周知し、参加者の拡充を図った。 ・登録録台数 5382台(前年比+48台)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・110番協力車による、ながらバトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図った。 ・110番協力者登録数が増加し協力体制が拡充した。	-	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。 ・110番協力車によるながらバトロールに参加する者(団体)を増やす。	・110番協力車によるながらバトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	市民安全課			
			74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	-	無	・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。 ・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・犯罪の防止に配慮した住宅等の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与を実施	・市立全小・中学校における通学路の安全点検を実施した。 ・通話録音装置の無償貸与をモニター事業として実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・教育委員会依頼による通学路安全点検に対応し防犯環境づくりを行った。 ・通話録音装置を貸し出し、被害防止につなげた。	-	無	・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。 ・通話録音装置の無償貸与をモニター事業として実施	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与をモニター事業として実施	市民安全課			
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	75	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報を収集します。	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。 ・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行った。 ・決定世帯数見込5,980世帯	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底することで、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行うことができ、要援護世帯の冬期間における生活の安全を確保することができた。	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	高齢者支援課			
			76	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	-	有	・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成30年度の実績等(降雪データを含む)を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の見直しを反映した平成30年度の実績等を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を実施した。 ・検討はしたものの、助成限度額や助成区域の見直しについて、合理的な答えを導き出すには至らなかつた。 ・引き続き、降積雪量等の実態把握を行い、除排雪の支援基準等の検討・研究を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成30年度の実績等を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を実施し、引き続き降積雪量や除雪にかかる家計負担などの実態把握を行いながら、除排雪の支援基準等の検討・研究を重ね、要援護世帯の冬期間における雪害事故の防止と生活の安全確保に向けた取組を進めていくこととした。	-	有	・要援護世帯の除排雪費用の実態把握や近年の降雪状況などの分析・検証を行い、助成限度額の適正化を図るために検討を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用等を分析・検証し、助成限度額の適正化を図るために検討を行う。	高齢者支援課			
			77	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	・地域から通学路の除雪要望があつた場合、実施が可能と判断した路線について、H31年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	・地域から通学路の除雪要望があつた場合、実施が可能と判断した路線について、H31年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・地域からの要望を受け、現地確認や除雪業者との協議等の結果、歩道除雪延長の延伸を実施し、主に小中学校の通学路の歩行者空間を確保できた。	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・地域から通学路の除雪要望があつた場合、実施が可能と判断した路線について、R2年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う地区別除雪会議の場で、地域の意見を集約し、可能な場合は当該年度の除雪作業に反映させる。	道路課(雪対策室)			
		中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	78	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・7地区11集落へ支援業務を委託した。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について検討を行っていく。	・引き続き、7地区11集落へ支援業務を委託した。 ・あわせて、新たなニーズや支援の在り方について調査、分析していく。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・昨年同様に7地区11集落へ支援業務を委託したが、新たな支援の在り方等については、引き続き関係課で協議を継続している。	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・7地区11集落へ支援業務を委託する。	市民安全課			
			79	中山間地域の集落において除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	3地区において事業実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・住民組織等の除雪ボランティア活動を支援することが主な支援となっており、冬期間における住民組織等へ当該補助金の活用を促したことにより、3地区的住民団体が取組の見込みである。	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	自治・地域振興課			

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容			事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)				
							目標	計画	実績見込み											
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等)	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率は、構造上やむを得なかつた案件を除き、100%とする。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算要求時や実施前の事前協議を確実に行い、適合率100%とすることができた。	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実に行い、整備を推進する。	共生まちづくり課			
			81	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	-	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を36.7%(過去10年の平均を上回っている年の平均)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行って、適合率:40.9%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を実施し、目標の適合率を達成できる見込みである。	-	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	共生まちづくり課			
			82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数:120件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修適正化推進員が、必要に応じて現地を訪問し、高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる改修となるよう助言、確認を行った。 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金補助件数:56件 ・介護保険住宅改修利用件数:872件	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。	高齢者支援課			
			83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	-	有	・住宅リフォームに関しての相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知および、消費税10%前の申請件数の増加を図る。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。3件 850千円	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。3件 850千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が住み慣れた場所で快適に日常生活を過ごせるよう住環境の整備を行うことができた。	-	有	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	福祉課			
			84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	-	有	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	・空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言・指導通知 2回 ・適正管理依頼 2回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行った。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 ・助言・指導通知 3回 ・適正管理依頼 3回+随時	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対する空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に向けた取組を行い、空き家を要因とした事故の発生は現時点無い。	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言・指導通知 3回 ・適正管理依頼 1回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行なう。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。	建築住宅課		
	85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。	・雁木の保存と活用を推進するため、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助した。 ・補助件数:4件 ・補助金額:857千円	・雁木の保存と活用を推進するため、市民による雁木の整備を推進した。 ・今後も雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・申請のあった工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進した。 ・今後も雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課				

第4次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和元年度								令和2年度				担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方向性	予算計上の有無	目 標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評 価	取組方向性	予算計上の有無	目 標	計 画(具体的な取組内容)				
								計 画	実績見込み											
8 誰もが移動しやすいまちづくり  誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路の整備を推進します。  (2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備  ①地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	86	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施 ※道路整備計画の進捗管理にあわせて、下記「H31年度までの整備計画」の延長を見直しています。 ・既存の歩道の延長…6.9km(15か所) ・既存の道路の延長…11.8km(27か所)	・左記の計画内容に基づき実施する。  ・既存の歩道の延長…6.9km(15か所) ・既存の道路の延長…11.8km(27か所)	<歩道> ○H31年度までの実施目標 ・延長…6.9km(15か所)  <道路整備> ○H31年度までの実施目標 ・延長…11.8km(27か所)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路の整備を進める。	道路課		
			87	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るために、集落間通学路の防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・通学路6か所に防犯灯を設置する。 ・既存の防犯灯を適正に管理する。 ・市が管理する防犯灯の適正管理。	・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(6か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算計上どおり、通学路への防犯灯の設置を行った。 ・市が管理する防犯灯を適正に管理している。	-	有	・予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(4か所)、撤去(1か所)、取替(1か所)。 ・市が管理する防犯灯を適正に管理する。	・予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(4か所)、撤去(1か所)、取替(1か所)。 ・市が管理する防犯灯の適正管理	市民安全課			
			88	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・カーブミラーの整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図る。	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(13か所)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・計画どおり、新設箇所へのカーブミラーの設置を行った。 ・市が管理するカーブミラーを適切に管理し、安全の確保が図られた。	-	有	・カーブミラーの整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図る。 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置	市民安全課			
			89	地域の実情にあった公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めることで、次期総合公共交通計画を策定する。	-	有	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めることで、次期総合公共交通計画を策定する。	・地域別の路線バスの再編方針の検討、地域住民との協議・合意形成、地区公共交通懇話会等における検討、事業者や府内関係各課との協議等を行い、次期総合公共交通計画を策定する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・各地域のバス路線の再編の方向性について、地区公共交通懇話会、住民説明会などの場で説明し、地域住民の合意を得るとともに、再編に向けて事業者との調整を行い、第2次総合公共交通計画を策定した。 ・バスがない地域やバスを廃止する地域における住民の移動手段の確保について、関係各課が行う事業との調整を行い、互助による輸送に対する補助制度を策定した。	-	有	・バス路線の役割分担や再編の方向性についての考え方を整理し、具体的なバス路線の再編内容について地域住民の十分な理解を得ながら計画を策定しており、これにより、公共交通の利便性と効率性の向上につなげることができる。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。 ・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。	交通政策課			
			90	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,207万円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 9,546千円 バス運行対策費補助金 73路線 370,246千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,207千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,173千円 バス運行対策費補助金 73路線 347,207千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金を交付し、生活交通の維持確保を行った。	拡充	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を行った。 ※以下、数値は令和2年度の予算要求額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 59,261千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,706千円 バス運行対策費補助金 73路線 387,939千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 1,927千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を行った。 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	交通政策課			
			91	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	交通政策課		
			92	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	有	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 <タクシー利用券助成額> H30年度から1人あたり19,000円から24,000円に増額。あわせてタクシー券利用者を対象に実施したアンケートの結果を踏まえ、タクシー券の利便性向上に向けた検討を進める。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 <タクシー利用券助成額> H30年度から1人あたり19,000円から24,000円に増額。あわせてタクシー券利用者を対象に実施したアンケートの結果を踏まえ、タクシー券の利便性向上に向けた検討を進める。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉タクシーの補助制度の情報発信を行い、福祉タクシー1台の導入に繋がることができた。	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。	交通政策課 福祉課		

## 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和元年度実施 計画の進捗状況及び令和2年度実施計画について

### 1 令和元度実施計画の進捗状況

#### (1)事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画令和元年度実施計画に掲げた92事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、87事業が計画どおり実施（100%）、4事業が計画をほぼ実施（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、85事業が目標達成（100%）、6事業が目標はほぼ達成（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね事業の目標を達成できる見込みである。

基本方針	施策の方向	事前配付 資料1対応 ページ	事業数	担当課の評価			
				A	B	C	D
1 誰もが理解 し合えるまち づくり	人にやさしいまちづく りの普及啓発	1	1	1			
				1			
	相談・支援体制の充実	1~3	11	11			
				11			
2 誰もが学べ るまちづくり	自立・共生を目指す学 校教育環境の充実	4	3	3			
				3			
	市民の多様な学習・ス ポーツ機会の充実	4~5	3	3			
				3			
3 誰もが働く まちづくり	雇用機会の創出	6	5	5			
				5			
	職業能力や人材の育成	7	3	3			
				3			
4 誰もが健康 に暮らせるま ちづくり	健診・保健指導等の推 進	8	6	6			
				6			
	地域医療体制の充実	8	3	3			
				3			
	高齢者福祉の推進	9~10	10	9	1		
				8	2		
	障害者福祉の推進	10~11	11	11			
				11			
	子育て・療育支援の充 実	12	2	2			
				2			

基本方針	施策の方向	事前配付 資料1対応 ページ	事業数	担当課の評価			
				A	B	C	D
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	13	7	4 4	2 2	1 1	
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	14	5	4 4	1 1		
	自主防災活動の推進	14	1	1 1			
	防犯対策の充実	15	3	3 3			
	除雪対策の充実	15	5	5 4		1	
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	16	1	1 1			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	16	1	1 1			
	誰もが暮らしやすい居住環境の整備	16	4	4 4			
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	17	3	3 3			
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	17	4	4 4			
合 計			92	87 85	4 6	1 1	

※凡例

上段・事業実施 A : 計画どおりすべて実施 (100%) B : 計画をほぼ実施 (80%以上)

C : 計画どおり実施できなかった D : 未実施

下段・目標達成 A : 目標達成 (100%) B : 目標はほぼ達成された (80%以上)

C : 目標を達成できなかった D : 未実施

(2) 事業実施状況及び事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業

・1 事業

事前配付資料1 対応ページ	基本方針	事業内容	目標	評価
13	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	No. 60 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体3団体、フォローアップ団体 3団体の実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規実施団体：3 団体を見込んでいたが、再募集を行っても新規実施団体は1 団体であった。県が実施している類似の事業に市内から 2 団体が参加しており、そちらに参加団体が流れたことが、市事業への参加率が停滞した原因の一つと考えられる。来年度は、当初募集で新規参加団体が目標に至らなかった場合には、総合事務所の地域振興班やまちづくり団体担当係から、問題を抱えている町内会やまちづくり団体に積極的に本事業の活用を検討してもらうよう、依頼、周知することしたい。</li> <li>・フォローアップ団体：昨年実施した 3 団体すべてのフォローアップを実施した。</li> </ul>

## 2 令和2年度実施計画

### (1)事業の状況

令和元年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら 92 事業を継続して実施する。

基本方針	令和元年度 事業数	令和2年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働くまちづくり	8	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32	32
5 誰もが支え合うまちづくり	7	7
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14	14
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	92	92

### (2)令和元年度からの主な変更点

取組の方向性として、1事業が拡充、1事業が見直しを行い、他は令和元年度事業を継続することとしている。事業自体に変更はないが、目標や実施方法等を下記のとおり変更し実施することとしている。

事前配付資料 1対応 ページ	事業No.		主な変更内容	担当課
1	3	障害のある人の相談環境の整備	<b>【目標】</b> 相談支援体制を整備し、地域の計画相談事業所において行うこととした。  <b>※</b> 障害福祉サービス及び放課後デイサービス事業については、No.47 福祉サービスに包括	福祉課
1	5	高齢者相談	<b>【計画】</b> 地域包括支援センター職員の研修会内容に高齢者虐待を追加、スキルアップを図ることとした。	すこやかな くらし包括 支援センタ ー
1	6	《拡充》 外国人相談	<b>【計画】</b> 相談窓口の開設時間を拡充した。	共生まちづ くり課

事前配付 資料1対 応ページ	事業No.		主な変更内容	担当課
2	7	子どもの権利の侵害・予防等対策	<p><b>【計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども向け虐待防止リーフレットの作成と市内全小中高校生へ配布を追加した。</li> <li>家庭相談員を増員する。</li> </ul>	すこやかな くらし包括 支援センタ ー こども課 学校教育 課
2	8	市民相談	<p><b>【計画】</b></p> <p>弁護士の相談日を毎週金曜日から第1週～第4週の金曜日に変更した。</p>	市民課 (市民相談 センター)
2	11	『見直し』 広報紙の作成	<p><b>【事業計画】</b></p> <p>文字の大きさや行間に配慮した特集記事を年2回作成するのではなく、読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページを毎号作成することとする。</p> <p><b>【計画】</b></p> <p>9月号からUDフォントを導入する。</p>	広報対話 課
4	13	特別な支援を必要とする児童生徒への就学支援	<p><b>【目標】</b></p> <p>インクルーシブ教育システムは各学校において継続する体制となったことから、目標から除いた。</p> <p><b>【計画】</b></p> <p>目標に合わせ計画も変更した。</p>	学校教育 課
4	15	高校、大学進学者への奨学金貸付	<p><b>【目標】 【計画】</b></p> <p>国における給付型奨学金制度が拡充されたため、市における検討を当面見合わせることとしたことから、削除した。</p>	学校教育 課
6	21	障害のある人の雇用機会の創出及び雇用促進	<p><b>【計画】</b></p> <p>モデル事業の検討は終了したことから削除した。</p>	福祉課
8	29	幼児期の歯科衛生の取組	<p><b>【目標】</b></p> <p>むし歯有病率を3歳児10%、5歳児30%から、3歳児10%以下、5歳児30%以下に維持することと変更した。</p>	健康づくり推進課 保育課 学校教育 課
9	37	介護保険サービスの拡充	<p><b>【計画】</b></p> <p>第7期介護保険事業計画の検証を踏まえた第8期計画の検討を追加した。</p>	高齢者支 援課
10	43	老人クラブへの補助金	<p><b>【計画】</b></p> <p>老人クラブ連合会の活動活性化交付金については対象なし。</p>	高齢者支 援課
13	60	地域コミュニティ活動の支援	<p><b>【目標】 【計画】</b></p> <p>新規支援予定の団体を3団体から2団体に、フォローアップ団体を3団体から1団体に変更した。</p>	共生まち づくり課

事前配付 資料1対 応ページ	事業No.		主な変更内容	担当課
14	69	要配慮者の災害時の避難支援体制の構築	【目標】 町内会における個別避難計画作成率が96%に達する見込であることから、98%以上を目標とした。	高齢者支援課
14	71	自主防災活動の支援	【目標】 自主防災組織未結成の町内会に対し、結成を促すとともに、結成が難しい町内会への避難体制を強化することとした。 【計画】 ・防災資機材等整備に係る補助金（廃止） ・防災リーダー研修実施（R1新規） ・自主防災組織未結成町内会への訪問指導の強化	市民安全課
15	73	自主防犯活動の推進	【目標】 110番協力車による、ながらパトロールの参加者を増やすことを追加した。	市民安全課
15	74	犯罪防止の環境づくり推進	【計画】 通話録音装置の無償貸与をモニター事業として実施することとした。	市民安全課
16	81	民間施設のユニバーサルデザインの推進	【目標】 適合率目標値を県目標値である55%以上に変更した。	共生まちづくり課
16	84	空き家等の適切な管理の促進	【計画】 適正管理に向けた助言・指導通知を2回から3回、適正管理依頼を2回から1回とした。	建築住宅課
16	85	雁木の保存と活用の推進	【目標】 補助限度額を450千円から500千円に変更した。 【計画】 補助制度の周知及び利用促進を図ることを追加した。	文化振興課
17	89	路線バスの再編	【目標】【計画】 第2次総合公共交通計画に基づく内容に見直す。	交通政策課
17	90	生活交通の維持確保	【目標】【計画】 住民主導型コミュニティ交通事業により、互助による輸送を行う団体に補助する。	交通政策課